

注記（一般会計等）

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以降に取得したもの
取得原価が判明しているもの・・・取得原価
取得原価が不明なもの・・・再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの・・・取得原価
 - 取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準

- ① 満期保有目的有価証券
償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
該当なし
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末日における市場価格
 - イ 市場価格のないもの・・・取得原価

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます）・・・定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます）・・・定額法
- ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却費と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額の差額を計上しています。（平成28年度は計上なし）
- ② 徴収不能引当金
長期延滞債権、未収金、貸付金の徴収不能に備えるため、過去5年間の平均不能欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。(平成 28 年度は計上なし)

⑤ 賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理。

ただし、リース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引及びリース期間が 1 年以内のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行なっています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手元現金、要求払預金)及び現金同等物。

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が 100 万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取り扱いに準じます。

2. 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3. 重要な後発事象

該当ありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

9 件 34 百万円(会計年度末における訴訟金額)

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、用品調達費特別会計、住宅新築資金等貸付事業費特別会計、災害遺児教育年金事業費特別会計、公共用地取得事業費特別会計、学童校外事故共済事業費特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計、公債費特別会計、岡山市立総合医療センター病院事業債特別会計

- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられており、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	8.1%	13.5%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定 13,560 百万円
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 1,826 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 総務省方式改訂モデルから統一的基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。

ア 財務書類の対象となる会計の変更
該当ありません

イ 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

会計基準	内容	金額（千円）
総務省方式改訂モデル (①)	有形固定資産	828,108
統一的な基準 (②)	有形固定資産	707,466
影響額 (②-①)		△120,642

- ② 売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

ア 範囲

売却がすでに決定している又は近い将来売却が予定されていると判断される資産

イ 内訳

土地 864 百万円（11 件）

- ③ 減債基金に係る積立不足額

積立不足はありません

- ④ 基金借入金（繰越運用）

会計年度末における基金借入金（繰越運用）はありません。

- ⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 24,376 百万円

- ⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素

ア 一般会計等における地方債の現在残高 327,125 百万円

イ 債務負担行為に基づく支出予定額 24,745,967 百万円

ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入見込額 110,078 百万円

エ 組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額 461 百万円

オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 37,447 百万円

カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額 1,026 百万円

キ 地方債の償還等に充当可能な基金 59,685 百万円

ク 地方債の償還等に充当可能な特定の歳入 71,399 百万円

ケ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入することが見込まれる額 350,565 百万円

- ⑦ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表上に計上されたリース債務金額 1,791 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 36,714 百万円
- ② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
- | | |
|----------------|-------------|
| 資金収支計算書 | |
| 業務活動収支 | 24,520 百万円 |
| 未収未払債権の増加（減少） | 2,112 百万円 |
| 減価償却費 | △20,852 百万円 |
| 賞与等引当金繰入額 | △4,381 百万円 |
| 退職手当引当金繰入額 | 312 百万円 |
| 徴収不能引当金繰入額 | △30 百万円 |
| 資産売却損 | △495 百万円 |
| 資産売却益 | 217 百万円 |
| 純資産変動計算書の本年度差額 | 1,403 百万円 |
- ③ 重要な非資金取引
重要な非資金取引は以下のとおりです。
新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 112 百万円